

該非判定支援サービス 利用規約

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

平成 24 年 4 月 1 日

(最終改正 2024 年 12 月 1 日)

(総則)

第 1 条 この規約は、一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下「CISTEC」）が提供する該非判定支援サービス（以下「本サービス」）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第 2 条 利用者とは、原則として輸出等を業とする事業者（個人を含む）自身であって、本サービスを利用するものをいう。輸出等とは貨物の輸出及び技術の提供をいう。

(本サービスの対象)

第 3 条 本サービスの対象は、貨物にあっては輸出貿易管理令別表第 1 及び同別表第 2 の化学品関連、技術にあっては外国為替令別表の範囲とする。

(本サービスの範囲等)

第 4 条 本サービスの範囲は、利用者から申し込みがあった場合、提供される貨物・技術の資料に基づいて利用者の該非判定を支援し、対象とする貨物・技術の該非判定検証証明書を発行することを基本とする。

ただし、CISTEC がサービスを提供することが適当でないと判断した場合は、サービスの利用を断ることができるものとする。

なお、利用者以外の第三者を経由したサービスの申し込みは、原則として断るものとする。

2 本サービスの提供については、外為法が規定する輸出者等遵守基準において、該非確認責任者の選任及び該非確認の業務を含む関係法令の遵守を輸出者に求めていることを踏まえ、輸出者自身による該非確認を支援するとの観点に立って運用するものとする。

3 本サービスの期間は、申し込みがあり CISTEC が受諾したときから第 6 条第 1 項に示す該非判定検証証明書の発行までとする。

4 申し込みがあった場合でも、該非判定に必要な参考資料等が提供されないなど、CISTEC の判断により利用を断ることができるものとする。

場合によっては、事前に CISTEC 輸出管理相談を薦めるか、又は、経済産業省（以下「METI」）への相談を薦める。

5 利用者は、該非判定に必要な機能・性能・特性等の資料を CISTEC に提供し、CISTEC は本サービス遂行中に、追加の資料を請求する場合がある。

6 本サービスは、第 3 項に定める本サービス期間中に得られた資料・情報の範囲で行う。

(追加資料の提出期限等)

第 5 条 本サービスを遂行するため、CISTEC が前条第 5 項に基づき追加資料を請求した場合であって、当該追加資料を請求した日から 1 月を経過した日においても当該追加資料の提供がない場合は、CISTEC は当該追加資料の提出期限を利用者に通知できるものとする。

2 前項の提出期限までに当該追加資料の提出がない場合は、CISTEC は本サービスを終了することができるものとする。

- 3 前項の規定に基づき CISTEC が本サービスを終了した場合、利用者は申し込みを行った本サービスの利用料金を全額支払わなければならないものとする。

(「該非判定検証証明書」の発行)

第6条 結論に達した本サービスは、CISTEC が支援したことを証す「該非判定検証証明書」を発行する。

- 2 該非判定検証証明書の有効期間は、発行日から1年若しくは発行日から当該該非判定検証証明書に関する政省令項番等に改正があった時までの短い方とする。

(METI との調整)

第7条 CISTEC が判定した結果に対して、万一 METI より問題が提起された場合は、該非判定検証証明書の内容を精査した上、必要に応じ、CISTEC は利用者とともに、METI への対応を行う場合がある。

(免責)

第8条 上記第7条にかかわらず、METI の見解と異なる結果になったとしても、故意又は重大な過失のない限り、CISTEC は責任を負わない。

- 2 第4条第3項に定める本サービスの期間以降に判明若しくは発生した事実や情報等については、本サービスの範囲外であり、利用者の要求により新たなサービスが必要となる場合がある。

(機密保持)

第9条 CISTEC は、相談を受けた内容の機密保持に責任を持つ。

(料金等)

第10条 支援サービスの利用料金及び支払い方法は、CISTEC のホームページに掲載する『該非判定支援サービスのご案内』に定める。

- 2 該非判定支援担当者（アドバイザー）の選定通知メールを利用者に発送した時点以降に利用者がキャンセルした場合、原則として、利用料金を全額支払わなければならないものとする。

(規約の改定)

第11条 CISTEC はこの規約を変更した場合は、変更後の規約を CISTEC のホームページに掲載するものとする。

(附則) この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) この改正規約は、平成24年11月27日から施行する。

(附則) この改正規約は、平成27年6月1日から施行する。

(附則) この改正規約は、平成27年10月1日から施行する。

(附則) この改正規約は、平成28年7月1日から施行する。

(附則) この改正規約は、平成30年5月1日から施行する。

(附則) この改正規約は、平成30年12月10日から施行する。

- (附則) この改正規約は、2019 年 7 月 1 日から施行する。
- (附則) この改正規約は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この改正規約は、2024 年 12 月 1 日から施行する。